

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めているというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までのうち約10年11か月の間、各地のトンネル工事現場で作業員として粉じん作業に従事し、A県B町に所在し、C建設が施工する「Dトンネル工事現場」を最終粉じん事業場として粉じん作業に従事した。

昭和〇年〇月〇日付けで、労働基準局長から同年〇月〇日を症状確認日として、「じん肺管理区分管理2、PR1、F(+)、続発性気管支炎、要療養」と決定され、E病院において療養していたところ、平成〇年〇月〇日死亡した。死亡診断書には、直接死因として「じん肺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け死亡診断書記載の直接死因「じん肺」を根拠として、被災者はじん肺により死亡した旨主張している。

(2) 被災者のじん肺の状態について、医証をみると、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において「じん肺 管理2 続発性気管支炎 胸膜炎」と述べ、G医師は同年〇月〇日付け意見書において「著しい肺機能障害はなかったと考えられ、死亡時におけるじん肺及び合併症の程度は管理2相当と判断される。」と述べ、H医師は同年〇月〇日付け鑑定書において「じん肺の所見は認められず、死亡直前のじん肺の程度は、PR0/1、管理1程度と判断する。」と述べている。

各医師の所見は以上のとおりであり、必ずしも全面的に一致した見解ではないが、いずれにしても、被災者のじん肺の状態について重篤な症状であったとの所見は認められないことから、当審査会としては、被災者は、じん肺による著しい肺機能障害はなかったと判断する。

(3) 死亡原因について、医証をみると、F医師は「じん肺及び合併症である続発性気管支炎の増悪にて死亡」としつつ、「昭和〇年の落盤事故による脊髄損傷のため、歩行障害、排泄障害、また、付加的に糖尿病、血行障害、褥瘡など様々な障害を併発、加齢及びじん肺の進展が死亡に大きなマイナス要因を与えた。」旨述べ、G医師は「主たる原因は『医療・介護関連肺炎（嚥下性肺炎）』であり、ADL低下状態から『ねたきり状態』になり、また、高齢や長期間ベッド上の生活からくる全身衰弱状態も、医療・介護関連肺炎（嚥下性肺炎）の一因で死

亡に至ったと考えられる。」と述べ、H医師は「脊髄損傷と糖尿病による末梢神経障害、下肢血行障害のため寝たきりとなり、誤嚥性肺炎（嚥下性肺炎）により死亡したものと判断する。」と述べている。

以上の各医師の所見に鑑みると、当審査会としては、被災者の主たる死亡原因は、脊髄損傷と糖尿病に起因する末梢神経障害、下肢血行障害により寝たきり状態となり、誤嚥性肺炎により死亡したと判断すべきものであり、被災者の死亡とじん肺及び合併症との相当因果関係は認められないと判断する。

(4) なお、請求人らの再審査請求の理由等におけるその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するものは見出すことはできなかった。

(5) 以上のことから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。